

ます。また、普通河川につきましては、市管理でありますので、現状調査をしてお応じたいと考えております。

佐々木隆義議員



1 普通交付税に占める道路橋梁費について

Q1

普通交付税に占める道路橋梁費についてですが、平成20年度当初予算におきまして、算定方式より算出された道路新設改良維持管理のための国の交付額の63%しか予算化されておりません。この傾向は21年度当初予算にもあらわれており、22年度予算では、予算化率を引き上げて、生活道路の整備の促進についてお尋ねします。

A 市長答弁

市における市道は、1,081路線、全長は、641キロメートルあり、その維持管理経費及び新設改良費は、多額を要します。各路線の整備計画については全域の市民生活の向上という観点から、事業の緊急性・必要性・事業効果等を総合的・統一的に考

慮し、計画策定を行うもので、今後の道路網の整備につきまして、現在策定中の「第一次美祢市総合計画」等を踏まえ、新市の一体感の醸成並びに市域全体の均衡ある発展を考慮しつつ、事業内容・概算事業費等の事業計画を策定することとしており、住民ニーズに合致した体系的な道路事業の推進に努めていきたいと考えております。

2 総合支所の機能権限について

Q1

総合支所の決裁文書につきまして、総合支所の専決事項でない文書でも総合支所で作成した決裁文書は全て総合支所長へ回覧をし、本庁へ送致するという手順をとられたらと思いますがいかがでしょうか。

A 市長答弁

総合支所は、組織機構上本庁の部と同等の組織として位置づけをされており、総合支所長は本庁の部長と、総合支所の課長は、本庁の課長と同等の権限を与えております。総合支所の分掌事務に係る決裁の手續きについては、総合支所長又は、総合支所の課長の専決事項に係るものを除き、当該分掌事務を所掌する本庁の部又は課の合議を経て市長又は副市長が決裁することとしております。

Q2 支所長による予算執行権限についてお尋ねします。

A 市長答弁

予算の執行権については、市長に専属をいたします。総合支所長または総合支所の課長の専決事項に係る予算としましては、総合支所庁舎設備の維持管理に関する経費を支所費として計上しておりますが、その他の事務に係る予算は、本庁で一括計上をしております。現行の事務決裁の流れは、指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確であり、全市一体的な行政を推進する上で適切であると考えておりますが、今後必要ない見直しは、常に行ってまいりたいと考えております。

3 遊休市有地の現状と今後の取り扱いについて

Q1

遊休地の箇所数、現状及び今後の計画利用についてお尋ねします。

A 市長答弁

遊休地は、財政課が総合支所総務課において管理をしており、当面使用目的がなく、一団の面積が100平方メートルを超える土地は市内13箇所あります。現在、財産台帳の整備を進めており、今年度中には、台帳整備が完了する見込です。これによりまして、今後遊休地の活用について

検討していく必要があると考えております。

大中 宏議員



1 ボランティア活動に温かい支援を。ボランティアの芽を摘まないで

Q1

住民からのニーズも年々多様化してきております。ボランティア活動に対する行政からの財政的な援助は、色々な面で何倍にもなって返ってくると思えます。わずかな援助でも末端にいけば大きな善意の輪となります。是非この点を考慮の上、愛の手を差し伸べていただきたいと思います。いかがでしょうか。

A 市長答弁

行政は、市民活動の自主性や多様性を尊重しつつ、その活動が円滑に行われるよう、市民活動に参加する人々や団体に公平な支援を行っていく必要があると考えております。その際の支援内容としたしましては、市民活動に必要な情報、知識、活動の場所の提供などが考えられ、今後、市と市民グループがパートナーシップを確立し、連携

協働を推進していく上で、市民グループがその力を十分に発揮できるよう、個々の事業やそれぞれの発展段階に応じた支援が必要だと考えております。

2 防災体制の見直しについて

Q1

自主防災組織を十分に活かすために、防災訓練における洪水時の避難方法、安否の確認等の訓練についてお尋ねします。

A 市長答弁

市では毎年、防災意識の高揚と関係機関相互の協力体制の確立を目的として総合防災訓練を実施しており、自主防砂組織の機能強化、災害対応で改善すべきと思われる事項も盛り込み訓練がより有意義なものになるように実施したいと考えております。このような訓練や啓発活動などの充実を図ることにより災害に強いまちを作っていくと考えております。

3 水源確保と体に優しい水対策について

Q1

企業誘致等により水の使用量も今後増えてくると思われまます。今後も安全な水を供給し続けるためにも積極的に取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

A 市長答弁

新たな水源の確保には、資金の確保と水道施設の整備の維持が必要となりこの費用が水道料金に反映されるため、慎重な検討が必要であると考えております。また、水道水の水源地は、地下水を水源としており、体に優しくおいしい水であると考えておりますが、硬度の低い水を供給するためには、硬度低減化装置の設置などの水処理をしない限り困難でありますが、新たな水源の確保と同様に水道料金への反映を含め慎重な検討が必要であると考えております。

取り組みの中の「美しい山づくり」という取り組みについて併せてお尋ねします。

A 市長答弁

市におきまして、竹の繁茂拡大により、森林の持つ多面的機能が低下をし、早急に水源涵養機能を回復させる必要がある竹林を対象に「竹繁茂防止緊急対策事業」を実施しております。また、竹の繁茂対策として、竹材、タケノコ等の基盤整備、竹製品の新たな利用拡大などに必要な体制づくりを進めるために「山口県竹材利用促進事業」を活用し、竹材・タケノコ生産の団地育成を目的として平成20年度より「美しい山づくり事業」を実施しております。

竹岡昌治議員



1 地域再生並びに山林再生について

福岡県立花町においては、公共事業の受注も減ってきたため、地元の建設業の皆さんの余剰労働力を活用し、一緒になって竹林整備に取り組んでおられ、雇用機会の創出、人材育成などにより、町の再生に取り組んでおられます。本市での取り組みについてのお考えをお尋ねします。また、

A 市長答弁

美祢流域として安全・安心を提供できる特産品として、新美祢市を全国に発信できる絶好のチャンスと思っておりますが、事業を開始して日も浅く、生産量も少なく、宣伝・営業活動も十分とは言えず、知名度も低い状況にあり、事業運営は非常に厳しいものがあります。森林整備に付随した事業であり、美祢市の特産品として確立し、「地域の活性化」、「村おこし」を行う

竹材資源活用施設の今後の位置づけと取り組みについてお尋ねします。

A 市長答弁

美祢市情報公開条例並びに美祢市個人情報保護条例の情報管理につきましてお尋ねします。

南口彰夫議員



ていきたいと考えております。今後竹箸と竹の子の水煮が、市の特産品の一つとなりますよう、多くの市民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思っております。

1 情報管理、美祢市情報公開条例と個人情報保護条例の開示されなければならない情報と守らなければならない情報について

美祢市情報公開条例並びに美祢市個人情報保護条例の情報管理につきましてお尋ねします。

A 市長答弁

本市の保有する情報の開示については、美祢市情報公開条例に基づいて実施しております。開示は、情報の原則開示としつつも、情報の開示をしないことについても、合理的な理由のある必要最小限の情報を情報開示の対象から除外し、不開示情報として定められております。不開示情報に該当するものは、個人に関する情報や公にすることにより個人の権利、利益を害するおそ

三好睦子議員



1 国保税の引き下げについて

国保税は、国庫負担の削減による影響等により加入者の負担になっていくと考えられます。市民の暮らしを守るため、国保税を引き下げべきと考えますがいかがでしょうか。

A 市長答弁

国保会計の財政状況は厳しさを増しており、後期高齢者医療制度の創設、退職者医療制度の廃止及び平成26年度までの経過措置等大幅な医療制度改革が実施されており、今後の国保財政を予測することは、大変困難な状況です。このようなか、国民健康保険税の改正につきましては、今後の被保険者や医療給付の動向を見極めることが非常に重要であると考えており、必要に応じて安心して医療が受けられるよう、長期的な試算等を行い、支出額を適正に見込むとともにそれに見合う保険税の収入を確保し、市民の皆様にとりまして、大切な国保事業が破綻をきたさないよう安定的な事業運営をして参る所存でありますので、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いたします。

2 高齢者への給食の配食事業の裁判、現在の原告と被告との争点について

高齢者への給食の配食事業の裁判におけるお互いの主張の争点についてお尋ねします。

A 市長答弁

市に対しまして、違法確認請求及び損害賠償請求の住民訴訟が現在4件提起されております。これらの訴訟につきましては、全て特定の配食サービス事業者に係るものですが、現在までに16回の口頭弁論等が行われておりますが、裁判に関する内容についてはいずれも現在、係争中でありまして、答弁を差し控えさせていただきます。

れがあるものなどがあり、係争中の訴訟に関する情報を公にすることにより、市権利行使が損なわれるものなども不開示情報に該当します。次に個人情報保護条例ですが、開示請求者以外の個人に関する情報、法人や事業を営む個人の情報で公にすることにより権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるものなどは不開示情報として定めております。今後も引き続き情報公開条例、個人情報保護条例に基づき市が保有する公文書、個人情報の適正な管理、公開に努めてまいります。